柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条 第1号ウに規定する第1号介護予防支援事業の実施に関し、必要な事項を定 めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)及び地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。)の例による。

(内容)

第3条 第1号介護予防支援事業は、介護予防及び日常生活上の支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、介護予防・生活支援サービスのほか一般介護予防事業や民間企業により提供される生活支援サービスも含め、柏原市介護予防・生活支援サービス実施要綱第3条各号のいずれかに該当する者(以下「サービス事業対象者」という。)の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うものとする。

(類型)

- 第4条 第1号介護予防支援事業は、次に掲げるいずれかの類型により実施する。
 - (1) ケアマネジメントA 介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメント
 - (2) ケアマネジメントB 柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援

事業の人員及び運営並びに第1号介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱第30条第9号アに規定するサービス担当者会議と同条第13号に規定するモニタリングを省略することができる、緩和した基準による介護予防ケアマネジメント

(実施方法)

第5条 第1号介護予防支援事業は、法第115条の47第1項及び第4項の 規定に基づき、地域包括支援センターの受託者に委託して実施するものとす る。

(指定居宅介護支援事業者に対する一部委託)

第6条 前条の規定により、第1号介護予防支援事業の委託を受けた者は、第 1号介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することがで きる。

(委託料の審査及び支払)

- 第7条 サービス事業対象者に対して、第1号介護予防支援事業を行う者(以下「第1号介護予防支援事業者」という。)が第1号介護予防支援事業による援助を行ったときには、市町村は、第1号介護予防支援事業の委託料(以下「第1号介護予防支援委託料」という。)を、当該第1号介護予防支援事業者に支払うものとする。
- 2 第1号介護予防支援事業に係る審査及び支払の事務は、国民健康保険団体 連合会に委託して行う。
- 3 前項の規定により国民健康保険団体連合会に委託している第1号介護予防 支援委託料の請求方法等については、介護給付費及び公費負担医療等に関す る費用等の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号)の定めるとこ ろによる。
- 4 第1号介護予防支援事業者が前条の規定によって指定居宅介護支援事業者に事業の一部を委託している場合は、第1号介護予防支援事業者が指定居宅介護支援事業者へ支払う委託料を国民健康保険団体連合会が指定居宅介護支援事業者へ支払い、第1号介護予防支援事業委託料から指定居宅介護支援事業者へ支払う委託料を控除した額を第1号介護予防支援事業者へ支払う。

(第1号介護予防支援委託料の額)

- 第8条 第1号介護予防支援委託料の額は、別表に定める単位数に、厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)に定める第1号介護予防支援事業を行う事業所が所在する市町村の地域区分における介護予防支援の割合に10円を乗じた額を乗じて算定するものとする。
- 2 前項の規定により、第1号介護予防支援事業に要する費用の額を算定した 場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り 捨てて計算するものとする。

(報告・調査等)

- 第9条 市長は、第1号介護予防支援事業者に対して、事業の実施状況について説明若しくは報告を求め、又はこれに関する帳簿その他の関係書類を閲覧し、調査若しくは指導を行うことができる。
- 2 第1号介護予防支援事業者は、前項に基づく指導があった場合は、その指 導内容を遵守しなければならない。

(返環)

第10条 市長は、第1号介護予防支援事業者がこの要綱の規定に違反した場合又は偽りその他不正の手段により第1号介護予防支援委託料の支払を受けた場合は、支払った委託料の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、第1号介護予防支援事業の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第8条第1項関係)

種類	単位数	
ケアマネジメントA	通知別添1の3に定める単位	
ケアマネジメントB	308 単位/月	